

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成27年6月29日 午前10時～午前11時40分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	森 永 靖 子	委 員	今塩屋 裕 一
副委員長	森 満 晃	委 員	川 添 公 貴
委 員	川 畑 善 照	委 員	福 元 光 一
委 員	杉 菌 道 朗	委 員	小田原 勇次郎
委 員	井 上 勝 博		

○欠席委員（1人）

委 員 佃 昌 樹

○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 上 野 一 誠

○その他の議員

議 員	江 口 是 彦	議 員	成 川 幸太郎
議 員	持 原 秀 行	議 員	下 園 政 喜
議 員	谷 津 由 尚		

○説明のための出席者

危機管理監	新 屋 義 文	原子力安全対策室長	遠 矢 一 星
防災安全課長	角 島 栄		

○事務局職員

事務局 長	田 上 正 洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一
議事調査課長	道 場 益 男	主 幹	久 米 道 秋
課長代理	茶 圓 勝 久		

○審査事件等

1 審査事件

- (1) 陳情第11号 川内原発の避難計画に関する陳情
- (2) 陳情第12号 川内原発の避難訓練に関する陳情
- (3) 陳情第13号 川内原発再稼働前に避難訓練の実施を求める陳情

2 調査事項

- (1) 現地視察の取扱いについて
 - (2) 行政視察の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（森永靖子）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在8名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中でも追加の申し出がある場合にも随時許可します。

△審査の進め方について

○委員長（森永靖子）それでは、今期定例会で本委員会に付託された陳情3件について審査を行います。

ここで、本日の陳情3件の審査の進め方についてお諮りします。

本日の審査は、陳情の内容が少しずつ異なっているようでありますので、陳情ごとに審査を進めることとしたいと思います。そのように進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、陳情ごとに審査を進めます。

なお、審査に当たっては、まず当局への確認事項があれば確認していただき、その後委員から自由討議の要望があれば自由討議で審査を進めることとしますので、よろしくお願いいたします。

△陳情第11号 川内原発の避難計画に関する陳情

○委員長（森永靖子）まず、陳情第11号川内原発の避難計画に関する陳情を議題といたします。

本陳情については、本会議において陳情文書表を配付されていることから、会議規則第98条の規定に基づき、陳情文書表の朗読を省略したいと思いますので、御了承願います。（巻末に陳情文書表を添付）

次に、本陳情の内容に関し、当局に確認する事項がありましたら、ここで質疑を行います。

御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博）陳情は、30キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会実施ということで、県知事と市長に対してのものなのですが、これについては今、各自治体の議会で説明会を求める陳情が採択されたりしているんですが、どのようなものかというのは把握されているか、お尋ねしたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄）詳しい内容等については把握しておりません。以上です。

○委員（井上勝博）今、私が知っているのでは出水とか日置、それから幾つか県内で説明会を求める陳情が採択されておりますけれども、県外でも今広がってきておりまして。

それから一般質問でも御紹介いたしましたけれども、薩摩川内市民も薩摩川内市だけでなく30キロ圏内の自治体において説明会を行うべきであると、十分な説明をすべきだということについて賛成があって、説明と同意ということになっていて、これ非常に大きな世論になっているというふうに思われるわけですが。やはり要は避難計画というのは、つくりましたよで終わるわけじゃないですね。要するにその避難計画が住民にとって安心できる計画なのかどうかということが大事だと思うんです。

しかし、実際はこの避難計画に対してまだ不信感を持っている。それじゃ、全然お話にならんよと、実際はそんなものじゃないんじゃないのと、5キロ圏内が予防的に避難して、30キロ圏内はモニタリングでわかってから避難するよと、そんなふうなことになるはずがないじゃないかという、そういう不信感とか、不安感とかそういうものがあると思うんです。

そういったものが十分説明されているかどうか。住民の中に説明されきっているかどうかということについては、当局のほうはどのようにお考えでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）市としましては、平成25年並びにその以前より訓練前には各地区コミを回って説明回を実施しているところでございます。昨年におきましては、各地区コミ、自治会等を対象に出前講座等も実施してきたところでございます。その中で、住民に対しても市のほうの避難計画等についても周知しているところでございます。

今後もその点については、そういう計画並びにそういうのが変更とか修正とかありましたら、そういうのも順次説明していく考えでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） これも本会議で紹介して、3月議会で岩切市長が、実はどういう状態のもとで避難するのかということについて十分説明をしきれていないんです、ということで説明会の必要性をおっしゃって、今回の6月議会の中でも説明会を行うということをおっしゃって。ただ、期限としては再稼働前なのか、後なのかということははっきりしなかったです。

それで、新聞報道では再稼働後というふうに報道されておりますけれども、そういう説明会の必要性については、市長は認めていらっしゃるというふうに思うんです。そういう点では、当局の実際の防災安全課の考え方と市長の認識にずれがあるような気がするんですけれども、それはどういうお考えでしょうか。

○危機管理監（新屋義文） 市長におきましては、その放射線の知識とか、そういう部分について、詳しくやっぱりまだ説明が足りないという思いで発言をされたと認識しております。

市長ほうからも答弁にありましたとおり、訓練前には訓練の事前説明をしていながら、防災計画、それと今回メインでやはり放射線の状況、そういう知識の普及をまずはして市民の皆さんに理解していただくという部分で、市長からの発言でありますので、防災安全課といたしましても訓練の事前説明会の際、放射線の知識、防災計画、そして訓練の実施内容等について説明をしていくところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子） 井上委員に申し上げます。今回までにしてください。

○委員（井上勝博） 市長は3月議会の答弁の中で、消防団員とか、消防職員とか、それから職員とか、そういう具体的な名前をあげて、その中に議会も説明するんだというふうにお話をされていて、6月議会では実は始まっているんですというお話でしたけれども、議員に対しては、私は市民に公開できる場で議員に対してきちんとした説明はできるんじゃないかなというふうに思うんですが、それはどうなんですか。もうほかはやられているわけですので、議員に対してはすぐにでき

るんじゃないでしょうかということですが、どうでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄） 議員に対しましてはそういう機会を設けていただいて、議員のみにそういう説明会を開催するというので検討はできると思うんですが、現在、特別委員会等でも十分説明しているところでございますので、その機会については今のところは考えているところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの委員、ありませんか。

○委員（川添公貴） これ避難計画という言葉がおどっているんで、現在避難計画の進捗状況、どのような形まで進捗状況について、お聞かせ願えればと思います。

○防災安全課長（角島 栄） 避難計画の進捗状況についてでございますが、現在のところ前回2月、工程表をお見せしたところでございますが、その後について終了したところ、まだ継続しているところ等について御説明させていただきます。

避難計画については、先日来避難経路等の確認もしまして、経路図を配布したところでございます。また、医療機関、社会福祉施設については県の方針としまして10キロ以遠についてはシステムを取り入れたということで、私ども今、現在、関係機関と協議しながら、今、10キロ以遠については避難計画マニュアルを作成中でございます。

それと、事業所等についてもPAZでは説明をしたところでございますが、UPZ圏内の事業所については、医療機関等のシステム等もございましたので、それと同時にマニュアルを今現在作成をしているところでございます。

それと、現在の今後の課題としまして避難待機時の検査、除染箇所の選定についてと、また、バス協会とのバスとの関連につきましては、県のほうが今現在協議を進めているというのを確認しているところでございます。

それと、屋内退避施設については昨年度星原と峰山地区コミュニティセンターの整備がございました。今年度につきましては、現在、平島集会所と水引地区コミュニティセンター並びに医療関係機関では済生会川内病院と市民病院のほうを整備する予定で現在進めているところでございます。

以上です。

○委員（川添公貴）ということは、着々と準備をされて充実していつている状況にあるということを確認させていただいてよろしいということですね。ありがとうございました。

○委員長（森永靖子）ほかの委員はありませんか。

○委員（井上勝博）スクリーニングポイントについてはまだ検討中ということであるんですが、福島に行ったときにこういうことを聞いたんです。南相馬市の要援護者の施設で、バスで逃げるときに実はいわき市のほうが近かったんだけど、保健区域内とか何か区域があって、のスクリーニングを受けるためにはいわき市では受けられないということがわかって、遠回りになっていわき市ではない場所でスクリーニングを受けて、そしてその後、避難所はあいてなかったものだから、遠回りをして結局いわき市に逃げたんだと。非常に長時間になったというような説明をされたわけなんです。

それでこのスクリーニングポイントというの考え方というのは、3月の委員会のときに、国のほうから来られた方が考え方はしっかりしているので、もういずれは決まるでしょうという、そういう話だったわけですが。このスクリーニングポイントの考え方で南相馬で起こった、実はいわき市が近かったんだけど、遠回りをせざるを得なかったというような、なぜそういうことになったのかとかというのは、御存じはないわけですか。

○防災安全課長（角島 栄）そういうことについては確認をしておりません。

以上です。

○危機管理監（新屋義文）当時は、例えば10キロ以遠のスクリーニングポイントの考え方とか、また例えば放射線の値が高いとか、そういう部分はあったかもしれませんが、そこについては把握しておりませんが、今言えますことは、例えば10キロ以遠でのスクリーニングポイントという、そういう考え方がなかった中でそういう避難であったということだけは確かだと思います。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○委員（江口是彦）避難計画マニュアルを一生懸命御苦勞されてると、作成について察しいたします。

ただ、私はつい先日、富岡町の実際の避難の現状を役場職員の証言とか、そういうのを聞きながら、実際にはマニュアルというのはほとんど機能できないんじゃないかなということを感じたんです。やっぱり想定外のことをどれほど想定して計画できるかというのは非常に難しい。例えばバスの手配ひとつにしてもほとんどできていないんです。それで実際どうしたかということ、もうその場で職員が行政無線で誰かバスを空いている人はいませんか、貸していただける人はいませんか、ということで、市内を走り回って町内を、そしてやっと民間のバスがその呼びかけに応じて、自分の車を持たない体育館に集合している人たちをピストンで避難輸送をしたと。そしてもう相当長時間かけて、夜遅くなって川内村ですか、そこまでの避難を完了したことが報道されていましたが。

その辺のマニュアルというのがどれほど実効性があるということに思いでしょうか。想定外のことやっぱり起こり得ると思うんですけど、その辺はどうなのでしょう。

○危機管理監（新屋義文）まず、福島の事故の場合につきましては、先ほども言いましたとおり10キロ以内の避難ということでございました。つまり30キロ以遠までそういう想定を、まずそこが想定されてなかったということで、バスの手配についてもやはり具体的には多分なかっただろうと思います。

今回の原子力災害対策指針そして国、県、市の計画については、30キロ以内を中心に実効性を高めようということで、バスの手配についても今県のほうで手配中でございますので、その福島の状況とは違った立場で今防災計画というのは進んでいるというふうに認識しておりますので、おっしゃるとおりまた30キロで考えた場合でもやはり想定外のことはあるという部分は認識をしながら、今後は進めていかないといけないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（森永靖子）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） ただいま自由討議の声がありますので、これから自由討議を行いたいと思います。

それでは、御意見ををお願いします。

○委員（井上勝博） これはやはり皆さんに、お一人お一人にお聞きしたいと思うんです。

現在の避難計画について御紹介いたしました東京女子大学の先生のアンケート調査の中で、この避難計画が十分ではないという意見が、薩摩川内市民の中でも非常に多いんです。これは十分説明されていないということであって、この避難計画ができていて、できていないというのは、行政側ができていて、できていないかということを言っても、実際は住民がそのことで納得しなければ、これは避難計画はただ絵に描いた餅だというふうに思うんです。わかっていないわけですから、住民が。どういうふうに逃げればいいのか、不測の事態が起きたときにどうすればいいのか。ただ、この構想を示しただけではなくて、さまざまな疑問、不安というのがあると思うんです。

そういったときにどうすればいいのかということについて、住民が知らない中で避難計画ができましたというわけにはいかんというふうに思うんです。そこら辺、どうお考えなのか。ちょっと皆さんの御意見もお聞きしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方、いかがですか。

○委員（川添公貴） 井上さんが言われたこの資料について出どころはしっかりしているんだろうとは思いますが、アンケートの取り方というのはいろいろな取り方の手法によって違うんであって、本会議の席でお示しいただいた資料の中で40%の方が反対だということを強調されていたんですが、しっかり読み込むと51%の方が賛成と。ですから過半数はそういう形になっている。ですから、アンケートの取り方、打ち出し方によって物の見方というのは大きく変わるのでということが1点。ですから、それを一概にそれが全薩摩川内市民の声だということにすることはいかがなものかなとは私は思います。

次に、避難計画についてなんですが、まず避難計画はしっかりつくっていくべきだろうと思います。ただし、逃げろ、逃げろという論点になって

て、そもそも10キロ以遠はもしいざ事故があったときは自宅待機が基本であるんです。自宅待機にしてください。それから当局の指示に従って避難をしていくというのが手順であって、11キロか、10キロ以遠の30キロ以内の方がまず逃げなさいということはないんです。最初は自宅待機と。

それから、先ほど答弁にもありましたように、正しく放射能、放射線を知ることが一番重要であって、むやみやたらに外に出て逃げ回るということも、それをあおるのもいかなものかなと思います。まずは自宅待機である。

それと、よく相談を私なんかも受けるんですが、もし事故があったときには風呂に入りなさいというんです。風呂に。ということは風呂が放射線を遮断しますので、そういう意味合いでお話しをしたりするんですけど。やはり逃げるという一本立てについて、そこだけをあおるようなことを言うのはいかなものかなと。それを自宅待機を踏まえた上での充実した避難計画を策定しているのが今の現状であって、私はそのように理解しています。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの方の意見、いかがですか。

○委員（杉蘭道朗） 井上委員のほうから、住民が知らない中での計画が先にありきじゃないかなというふうな御意見がございましたけれども。当然行政としてはしっかりした計画を立てるのは当然でありますし、先ほど当局のほうから説明ありましたけれども、地区コミ含めて、また各自治会、それから出前講座等々で広く知っていただくという、そこはしっかりまた後行政でやっていただければなというふうに思います。

大きな、例えば説明会等での場合は時間も限られる、小さな会合でも一緒なんですけれども、どうしても大きいそういう場所では、ある特定の方だけとか、そういう発言時間も制限があって、事細かに聞けない部分があるかと思います。これが小グループ単位、もしくは自治会単位になりますと、地域内の知った顔の人たちの中でのそういう説明会という形でできれば少しでも理解が深まるんじゃないかなと、私このように思います。

確かにこの避難計画含めての説明への責任、徹底、理解度を深める意味での、そういう取り組みというのは行政においてもしっかりやっていただ

きたいなど、私はこのように思います。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方、ありませんか。

○委員（小田原勇次郎） 先ほど当局から御説明もありましたように、避難計画のこのマニュアルについては着々と作成のほうも進んではおられるだろう、というふうには私も理解をしております。

今、杉菌委員もおっしゃいましたが、これをいかに地域住民の方が周知して、その計画にのっとった行動がとれるかどうか。なかなか、今、川添委員がおっしゃったように自宅待機と言っているけれども、果たして10キロ圏以外の方々がそれを厳守して、そのとおりに動くかどうかというような疑問等も出ているのは事実です。ですから、それをやっぱり住民の方々に理解していただく。

今まで薩摩川内市は防災というと、いわゆる水防の部分のことを事細かくやってきましたけれども、そのとおりに今後は原子力防災についても、水防と同様にきめ細やかな住民への説明という部分は今後必要になっていく、というふうに認識をいたしております。この部分については、それがまだ、現時点で十分地域住民の方々に周知されているかというのはこれは私は疑問が残るというのはそのような認識は持っておるところです。

ですから、私も自分の地域においては例えば自治会長さん方であるとか、いろんなそういう地域に根ざして活動される方々に関しては、きめ細やかな研修体制というのをとっていただくような形で働きかけはしております。今後も行政は主体になって、それは当然ですから、きめ細やかな住民の説明というのは今後もさらなる力を入れていかなければならないという認識は持っております。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかにありませんか。

○委員（井上勝博） 住民の方に責任を持って私たちが代表として議論しているわけですので、やっぱり全員発言が基本だというふうに思うんです。

やっぱり市長が言っている説明については、原子力事故が起きた場合にどうなるかということを詳しく説明しておく必要がある、ということを行っているわけです。それで、市民はこのよく言われるのは、PAZは予防的に避難するんですと。しかし、その人たちが逃げるのを目の当たりにしながら、自分たちはじっとしているということが

できるんだろうかということはよく言われるところなんです。

これは市長がそれを確実なものにするために放射能についての知識をやっぱり市民が持っていかなきゃいけない。あわてることはないんだよと、そういう認識なんです、市長は。それはそれで市民の中にきちんとそれを説明せんと、計画どおり行かんですよ。5キロ圏内の人たちは逃げるけれども、5キロ以遠の方々についてはじっと待っていてくれということは、やっぱりこれは国に対する、また、県や市に対する情報に対する信頼がないとこれは現実にはならんですよ。本当にそういう指示に従うかどうかということについては。

だからそういう意味では避難計画はつくりましただけじゃなくて、その避難計画が住民がちゃんと従って、そのとおりに動くかどうかということまでやらないと、計画ができたというふうにはやっぱりなり得ないわけであって、その辺については皆さんも、発言されていない方々もやっぱりどう考えているのかということについては発言していただかないと、何かこの後、採択されるかどうかということになると思うんですけども。ただ黙って採択すればいいということじゃないと思うんです。やっぱりちゃんと自分の意見を表明してやらないと何のための議会なのかということに私はなと思います。ですので、ぜひ、まだ発言されていない方は一言でも発言していただきたいというふうに思います。

○委員（森満 晃） 今、井上委員からありましたけれども、当局からありましたように、防災安全課等においてもいろいろと出前講座等もきちっと継続して今行っていております、コミュニティ、自治会単位で。それでこれは今後もやはり継続して定期的に、やはり繰り返していくことが、それぞれ市民が不安を少しでも取り除けていくことだろうと思いますので、そういった形で住民の方もどんどんそういった出前講座等にも参加していただきたいと思います。

以上です。

○委員（川畑善照） 井上委員からありましたけれども、今現在、この計画というのは着々と進んでいて、バスの手配とか、そういうのも今段階、これが訓練の前に住民説明会は、恐らく住民説明会というか計画を皆さんに説明されてから訓練に入るということもやっていただきたいと思います

し、やはり常に完全、完璧を求めて計画を立てて
いっていらっしゃいますから。プロセスですので、
ぜひともこの地域の皆さん方に理解ができるよう
に、行動ができるように、また訓練のほうに進め
ていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方はよろし
いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）意見が尽きたようですの
で自由討議を終わります。

それでは本陳情の取り扱いについて協議したい
と思います。

御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）今までも陳情者の対しては
参考人と呼んで意見も聞くというふうにしていま
したので、引き続きそれも慣例ですけれども、参
考人に呼んでいただいて継続審査というふうにし
ていただきたいと思います。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

○委員（川添公貴）今までたくさんいろんな御
意見等々は拝聴してきた経緯もありますし、薩摩
川内市議会としては再稼働前ということなので、
再稼働についてはもう既に判断をしているのであ
ります。避難計画については今後ずっと避難計
画ということについては慎重審議をしなければい
けないと思うんですが、この案件につ
いては本日採決を望みます。

以上です。

○委員長（森永靖子）継続審査と採決の両方声
があるようです。

それでは、継続審査について起立によりお諮り
します。

本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よ
って、本陳情を継続審査とすることは否決されま
した。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま討論の声があり
ますのでこれより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）先ほど言いましたように、
避難計画については原子力規制庁も新しい知見が
あればどんどん、どんどん取り入れている、対策
を打っていく。それに対して避難計画もどんどん、
どんどん進化していかだろうと思います。

ですから、避難計画というのは恒久的な問題で
あって、短絡的にここで「はい、終わりですよ」
ということはまずないだろうと思います。

この陳情の中で「川内原発の再稼働前に」とい
うことがうたってあるんですが、もう再稼働につ
いては、既に本市議会が決定しておりますので、
やはり再稼働と避難計画等については、必ず区別
して、分けてしっかりやるべきだろうと思ってい
ます。

それで繰り返しますが、再稼働についてはもう
結論が出ている。避難計画はまだまだ、これから
発展途上にあるということでありますので、この
陳情に対してやはり同一視してありますので、そ
こに対して反対をしたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○委員長（森永靖子）次に、本陳情に賛成の討
論はありませんか。

○委員（井上勝博）住民説明会について、まだ、
住民の認識がついていないということについ
ては、皆さんもお認めになっていらっしゃる方も
多いわけで、市長もそのことについては認めてい
らっしゃる。実際に計画が本当に実効あるものか
どうかということについては、住民がその避難計
画を理解しているかどうかということがこの避難
計画というのの命だというふうに思うんです。そ
の命である点で、決定的に理解が進んでないとい
うことであるわけですから、私は再稼働前にと
いうのはもう当然住民の思いだと思いますので、そ
の再稼働前に住民説明会をすると、していただく
ということについて、賛成したいと思います。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めま
す。

採決します。採決は起立によって行います。本
陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委

員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子） 起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で、本陳情の審査を終わります。

△陳情第12号 川内原発の避難訓練に関する陳情

○委員長（森永靖子） 次に、陳情第12号川内原発の避難訓練に関する陳情を議題とします。

本陳情についても、先ほどと同様に会議規則の規定に基づき陳情文書表の朗読を省略したいと思いますので、御了承願います。（巻末に陳情文書表を添付）

次に、本陳情の内容に関し当局に確認する事項がありましたら、ここで質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（井上勝博） 避難訓練を実施してくれということでもありますけれども、伊藤知事の記者会見の様子が書かれてあるんですが、結局再稼働するまでの訓練は難しいのではないかという発言ということなんですが、一体、じゃあ、避難訓練というのはいつの時点でやるつもりなのかということについて、何か話し合いが持たれているのでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄） 訓練の実施日程等についてはまだありません。

以上です。

○委員（井上勝博） 最後のところに安定ヨウ素剤のことが書かれてあって、特に子どもや妊産婦に対しての安定ヨウ素剤を、いつの時点で飲ませることになるのかということについて不安であるというふうになっているんです。福島でも実際に配られたところというのはごく少数で、ほとんどが配られなかったというふうに聞いておりまして、それで福島で配られなかった理由ということについては、全く国からの情報がなかったということで、判断ができなかったということなんです。

それで、どこだったか南相馬の隣の町だったと思うんですけれども、そこではお医者さんが日ごろからそういう、どの時点でヨウ素剤を飲ませればいいのかということについて勉強されていた方がいて、この南相馬から逃げてくる方々に対して安定ヨウ素剤を配るべきだというふうに主張され

て、実際にそういうことが行われたようなんです。

そういうふうに、安定ヨウ素剤を飲ませるべきかどうかというのは非常に判断というのは難しいんです。実際にはそんなに害はないだろうと。副作用の害がある人はもともとわかっていらっしゃるわけですから、もうすぐに事故が起きた、放射能が漏れたという時点で、私は飲むべきだというふうに思うんですけれども。

その辺について市民の方々にどの時点でどういうふうにしたらいいのかということについては、どのような説明をされていらっしゃるのか。そして、そのことは特に小さなお子さんを持つ方々にはどのように徹底されているのか、ということについて伺いたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄） 住民説明会の中では、安定ヨウ素剤につきましては現在国が進めております計画の中の説明をさせていただいております。PAZ圏内には、薩摩川内市についてはPAZ圏内全配布しておりますということ、配布内容のこと、またはUPZについては国の指示があって災害対策本部からの指示があってから服用するというので、県のほうからの指示等があるということで説明させていただいているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） 私はそういうことをただずらずらというだけじゃ住民はわからないと思うんです。

なぜ、福島では配布されなかったのか。そして、そのことについての教訓、何だったのか。そういったことをやっぱりちゃんと分析的に説明した上で、だから薩摩川内市では福島の教訓をしっかりと踏まえているので大丈夫という説明をしないと、ただ、ずらずらとそういう指示があるから大丈夫、待っててください。でも福島はなかった、どうしてなのと、福島でなぜなかったの、ということなことなどもちゃんと説明してやらないと、教訓を基にした説得力がないわけです。

この避難計画は十分ですよという説得力がないんです。本当にそういう福島の実例、こういうケースがありました、こういうケースがありました、こういうケースのもとで配布がされました、これ配布されませんでした、そういう説明がないといけないと思うんです。そういう説明はできるんですか。

○防災安全課長（角島 栄） 今、委員のほうからございましたそういう福島の実例については現在、詳細について把握しておりませんので、今後そういう実例等を確認しながら住民説明会の中でも実施していきたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 私は防災安全課は福島に行くべきだと思います。ちゃんと要援護者の施設の方々からも声を聞いてきていただきたいと思います。

全然心が、申しわけないんだけど、魂が入ってないんです、やっぱり。福島の実情を踏まえてこういうふうになっているというふうにないと、本当に不安はぬぐい去れないと。だから、防災安全課も行くべきです。そこら辺はどうですか。

○危機管理監（新屋義文） 防災安全課の職員も以前行って調査をしておりますので御報告申し上げます。

ただ、井上委員がおっしゃる福島の実情、福島の実例というのは、防災指針が改定される前の対応だったという部分はあると思います。それを踏まえた形で現在、防災原子力安全指針等ができていうこと。ですから、30キロ以内にはもう既に配備してあるという部分も違っているところでございますので、その辺を今後どういうふうに、例えば避難する途中なのか、その辺の具体的な部分については今後になると思いますけれども、福島を受けて改善をされているということだけは市民の方に伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 行かれたということでありますので、恐らくそういうレポートなども書かれていらっしゃると思うんですけれども、ぜひ、そのレポートも公開をしていただきたいと思うんです。

私も5回行ってきました。この間も13人の方々、私も含めて13人ですけれども一緒に行ってきました。そこで聞いた内容というのは、マスコミではなかなかわからない内容が多かったです。それで、聞いて本当に大変だなあというふうに感じた方もたくさんいらっしゃると思うんです。

だから、そういうやっぱり具体的な現実、具体的な事実、そこからやっぱりこの教訓を引き出すというふうにしていかないと、この原子力防災指

針がその福島の事故後につくられたものだから、そのような教訓をちゃんとそこに反映されているだろうみたいな、「だろう」みたいなものじゃなくて、やっぱり市民の命を預かる場所ですから、私は原発の事故以外については本当に頑張っているというふうに思います。本当、この雨の対策、土砂崩れの対策、いろいろされていらっしゃると思います。あと自衛隊の問題もありますけれども。

だけど、この原発事故に関しては、本当に私は県や国任せに、国や県は市町村任せにしているんですけれども、自治体のほうはまた国や県の指針任せにしているような気がしてならなくて。そこら辺はやっぱりちゃんと行ってきて実際感じたことはどうなのかという、前は原子力対策課の中村さんが室長でしたか、あのときは。中村さんが実際行って、そこでいろいろ教訓を基にしてまとめたレポートがありますけれども。そういうことを実際、皆さんも見てくる。そして見てきたら、きちっとその報告も明らかにしていただきたいというふうに思いますが、そのレポートについての提出については委員長のほうで諮っていただけないでしょうか。

○危機管理監（新屋義文） 先ほど申し上げましたのは、委員からもありましたとおり、全原協で被災後、調査をした部分の報告書でございますので、これについては既に公開をされているということで申し上げたいと思います。

なお、防災安全課の職員についてもその際、調査に行っているということで報告したところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方、ありませんか。

○委員（川添公貴） 今の井上さんの質問で自治体任せとか国任せとかいうような発言があったので、もう一回確認しておきたいんですが。

国の指針に基づいて粛々と避難計画を策定しているはずだと思っています。ですから、国の指針、それからいろんな知見を踏まえて、本市独特の部分を加味して避難計画を策定しているということで私は聞いているんですが、それで間違いのないかどうか1点。

2点目です。この陳情の中で前段です。陳情書をお持ちであれば見ていただきたい。前段で、読

みますけど、「川内原発30キロ圏内の自治体は避難計画策定が義務づけられており、再稼働の前の5月にも避難訓練実施ということで準備を進めている、と私たちは30キロ圏内の住民は聞いてきた」と書いてあるんですが、そのような内容を発表された覚えがありますか。私は聞いた覚えがないのでちょっと確認をしておきたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄） 当局としてはそういう発言はしておりません。

1点目については、委員が言われるとおりの国の指針に基づき計画は進めているところでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子） よろしいですか。ほかの委員の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 質疑はないと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） ただいま自由討議の声がありましたので、自由討議を行います。

御意見をお願いします。

○委員（井上勝博） これは、陳情は避難訓練を実施してほしいと、この実効性を確認してほしいということであるわけですが、再稼働目前に控える中で実効性があるかどうか。実際の訓練をしないことには本当にわからないし、またスクリーニングポイントは決まっていなくて、実効性がないというのはもうはっきりわかっているんですけども。そのやっぱり一通り仮にスクリーニングポイントが決まっていなくても、なんかそこら辺をカバーして、スクリーニングポイントはここに仮想的にここに置くというようなことだけでもいいですから、そういう訓練をしないことにはどうなんですかね。使用前運転と同じだと思うんです。使用前の原発の使用前の点検と同じであって、避難訓練こそついてこなきゃいけないと思うんです。どうなんでしょうか。皆さんは。ちょっと本当に考えていただきたいなと。

再稼働ありき、私はここで再稼働とは切り離して言っているんです。再稼働とは切り離して。ただ、直ちにやらなきゃいけない内容なんじゃない

かと。一通り避難訓練について、やっぱりちゃんとした点検をしておくということが、そこら辺の御発言を求めたいと思います。

○委員長（森永靖子） 委員の方ありますか。

○委員（川添公貴） 今、井上さんもおっしゃったように、やはり再稼働と切り離して、やはり再稼働を井上さんも認めていらっしゃるということに、非常にこれびっくりしたんですが、切り離して避難計画及び避難訓練はするべきだろうと。知事発言、本市単独ではやれないので、知事の発言が一番重要だろうと思います。ここにも書いてあるように、知事は要約すると再稼働の後にやるかもしれないというような話をされているので、そのような動きになるかと思うんですが、やはり訓練というのはやるべきだろうと。

それで、先ほど言いましたけど、再稼働とは切り離す。再稼働しておいてやるということが必要なことだろうかとは思いますが。井上さんもそのようにおっしゃったのをなるほどと思っているんです。ありがたいことでした。

○委員（井上勝博） 誤解されると困るんですが。こういうことなんです。

皆さんの頭の中にはこれ再稼働前って書いてちゃって、これはどうかというふうに思っているんじゃないか。だから、そうじゃなくて、やっぱり避難訓練は必要じゃないですか。避難訓練は、避難計画の万全と。

それについて皆さんの御意見、しかし、それはやるとしたら、やっぱり急いでやる。再稼働前にやる。私は、だから再稼働を8月中旬という日程をずらすために私が言っているんじゃないということを行っているんです。再稼働8月中旬なんだから、その前にやるべきなんじゃないかということを行っているんです。その前にです。

でないと、使用前検査と同じだと言っているんです、これは。本当に安全なのか、安全に避難できるのか、ということについては一通り点検するという意味で私は言っているのであって、8月中旬前にやるべきだと言っているのであって。8月中旬をこの避難訓練をするから再稼働は延ばすべきだみたいなことを言っているんじゃないんです。そういうことを言っているんです。

だから、皆さんは再稼働前に避難訓練ということについてどう思うのか、時間が足りないというふうに思うのかどうか、やるべきだというふうに

思うのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員（杉藺道朗） 再稼働前のという文言に関しては、少し物理的な面やら含めて個人的には大変厳しいのかなというふうに思います。

ただ、この避難訓練そのものは回を重ねるたびと言いましようか、備えあれば憂いなしじゃないですけども、必要性はもう重々感じておりますのでいつかの時点でしっかりまたやるべきであろうというふうに思います。

それから、この陳情の中に実効性の確認云々という部分もございまして、過去文章内にありますように、13年10月11日、12日に避難訓練をした。その中で当然、先ほどこっちとありましたけれども、想定外の少し訓練のシナリオにそぐわないというよりもなかなか厳しい、救急車がちょっとおくれたりとか、いろいろあったような事象もございまして、当局においてはそれは新しく、反省の意味も含めて毎回の訓練ごとに総括をされているはずであります。そこをしっかりと中身を捉えて、また事後の訓練に生かしていくというのは重要なことであろうかというふうに思いますので、実効性の確認はその都度、その都度、大事であるというふうに私は個人的には理解をしているところであります。

以上です。

○委員（小田原勇次郎） 井上委員が御発言されましたように、要するに避難計画が絵に描いた餅にならないように、そして住民の方々がこの訓練という部分について参加し、早急なる訓練の実施というのは非常に重要なことだというふうに、井上議員がおっしゃるとおりだと思っております。

ただ、議会意思としての判断をするに当たって、この時期を限定して「再稼働前に」という限定のありきの中で、これはやはり県知事の御発言もあり、調整を要する部分が出てまいりますので、私は早急なる訓練の必要性は認識しつつ、議会意思としてはこの時期を明言する部分については非常に厳しい部分があるのではないかと、というふうに認識をいたしておるところであります。

以上です。

○委員（森満 晃） この内容にもありますように再稼働前ということですので、なかなかこれが県全体、市全体、また合同でとなると、時期的にも非常に厳しいものだろうと思います。

ただ、この避難訓練においては、これからも今後繰り返し、これは全体としても大事でしょうけれども、やはりコミュニティとして、自治会として、個別にもまめに忘れないように、いろいろなまた、そういう地域の状況等、道路等も変わってくるでしょうから、それにあわせてやっぱり随時、こういった避難訓練、計画を見直しながらやっていくべきだろうと思います。

以上です。

○委員（川畑善照） やはりこの再稼働前というのが一番引かかるんですが、やはり川内原発30キロ圏内という、自治体主催となっているんです。これはやはり国を上げて、国、県、市含めて、そしてこの実効性を確認するために避難計画は段階的に進んでいるわけですから、ここが充実したかということを確認するために避難訓練をされる。これは当然必要なことだと思っておりますので、引かかるのはやはり国が入っていないということ、再稼働前ということ、やはり全体を含めてこの実効性を確認する住民参加の避難訓練は実施すべきだと思いますが、引かかるころがありますので、一応そういうことを申し上げておきます。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） それでは、意見が尽きたようです。

本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 先ほども言いましたけれども、やはりこれまでの慣例として参考人と呼んでちゃんと意見を聞くということをしてきたわけですので、それをやるのがなぜ皆さんが協議されるのかわからないんです。

だから、私は継続審査して、ちゃんと参考人呼んで、やっぱり慎重に、議会で慎重にっていうじゃないですか。委員長報告の中でも慎重に審議してきましたって言うじゃないですか。慎重に言うんだったら、やっぱり今までの慣例も踏まえて参考人と呼んで審議を継続すべきだというふうに思います。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかにありませんか。

○委員（川添公貴） 採決で。

○委員長（森永靖子）ただいま継続審査と採決の声の両方がありますので、継続審査について起立によりお諮りします。

それでは、本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情を継続審査とすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「討論を」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に対して反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）本陳情に対して賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）伊藤知事がこういう発言をしていることによって、訓練計画の話し合いもされていないということについて本当に驚きだと思います。本当にどういうことなんだろうなあとと思います。

事故は、田中規制委員長はこういっていますよね。新基準に適合しているからといって絶対安全とは申し上げられない。これは事故が起こる可能性というのをここにやっぱりあるわけです。そういう可能性があるということを準備しなきゃいけない。これは事業者にしてもそうだし、それから自治体に対してもそうです。そして、住民に対してもそのことを呼びかけているんだということを発言をされています。であるならば、適合審査に合格したからといって、事故があり得るということを行っているんだから、避難計画についても、その訓練についてもきちっと万全に整えておくということが当然のことだというふうに思うんです。

それを市民が陳情で出しているわけですので、当たり前のことだということで、私はやっぱり賛成すべきだと思うわけで、ちょっと本当に私はその辺、よく考えていただきたいと思います。

それで賛成いたします。

○委員長（森永靖子）反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立によって行います。

本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で本陳情の審査を終了します。

△陳情第13号 川内原発再稼働前に避難訓練を実施を求める陳情

○委員長（森永靖子）次に、陳情第13号川内原発再稼働前に避難訓練の実施を求める陳情を議題とします。

本陳情についても、先ほど同様に会議規則の規定に基づき、陳情文書表の朗読を省略したいと思いますので御了承願います。（巻末に陳情文書表を添付）

次に、陳情の内容に関し、当局に確認する事項がありましたらここで質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）陳情の内容は、要求する内容としては全市民参加の避難訓練ということと、それから避難計画について各自治会で研修の機会を毎年つくることという内容になっております。それだけやっぱり心配であるし、不安であるということを陳情者がおっしゃっているんだと思います。

この中で、5月18日現在、疑いも含めて既に126人、その放射能の影響と思われる甲状腺がんが発見されている。38万人のうちです。ほかに心臓の異変があらわれるなど、原発事故による健康不安があるということなんです。当局が押さえていらっしゃる、そのがんなどの疑い、もしくは実際がんであるというふうに診断された方々が今、福島でどういう状況なのかということについては押さえていらっしゃいますか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）この陳情に書かれております甲状腺がん、またその他のがんについてですけれども、その他のがんについては特別そういった報告はございませんが、福島県民健康調査の中で3月31日現在、甲状腺がんにつ

きましては一巡目、約30万人のうち112名の方が悪性ないしは悪性がんの疑いということで報告がなされております。

ただし、この評価につきましては、原発事故によるものというのは完全に否定されていないものの原発事故による影響によるものとは考えにくいということで報告がなされております。

なお、参考までに申しますと、3月11日にテレビ朝日の報道ステーションのほうで甲状腺がんの上昇というのが、国のほうは四、五年ぐらいの期間を経てからしか出てこないということを理由に判断しているけれども、実際そういうのはおかしいんじゃないかというような報道があったようにして、今、環境省のほうがホームページにその番組に対する見解を出されておりますので、少しだけ読ませていただきたいと思います。

平成26年3月11日に放映されたテレビ朝日の番組、報道ステーションにおいて、福島県県民健康管理調査のうち甲状腺検査について報道がなされましたが、事実関係に誤解を生じるおそれがあるもので、環境省としての見解を以下のようにお示いたします。

甲状腺検査のきっかけに、甲状腺がんと診断された方について世界保健機構（WHO）や国連科学委員会等の国際機関や、平成26年2月に環境省等が開催した放射線と甲状腺がんに関する国際ワークショップに参加した国内外の専門家からは、原発事故によるものとは考えにくいとされております。

その理由としては、これまでに行った調査結果と原発周辺地域の子どもの甲状腺被曝線量は総じて少ないこと。がんが見つかった方の事故時の年齢は放射線に対する感受性が高いとされる幼児期ではなく、既知の知見と同様10歳代に多く見られたこと。これは5歳以下にはいっしやなかったようです。また、甲状腺がんの頻度については限られた数であるが、無症状の子どもに甲状腺検査を実施した過去の例でも同じような頻度で見つかっているということ、という以下の3点が示されまして、そのほかデータ類がこの書面にはついております。

なお、過去の検査というのが、福島事故以前に大体2,800名の高校生に甲状腺の検査をした。約1万人の大学生と大学院生に対して診察をしたという中で、今回の福島とほぼ同率のパーセン

テージで見つかっているというような事例も掲載されております。

以上です。

○委員（井上勝博） 当局は要するに今ある30万人のうちの112人の悪性がんについては、これは原発事故の関係ではないというふうには言えないといいながら、しかし、そういうお話をされるわけですから。

どっちなんですか。考えとしては、影響はないときっぱりとおっしゃっているのか、環境省は影響ないということをきっぱりと言っているんですか、これ。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） これまでのいろんな報告の中でも、まだ今後今から経過的観察というのは必要だと言われているので、今の時点ではっきり否定はできないけれども、原発事故によるものとは考えにくい、という形で出されております。

○委員（井上勝博） そこはやっぱり今後の経過を見ないとわからないというところなんだから、そういう影響がないということのことをことさら当局の側が強調するかのようなことを言うというのは、私はちょっとどうなのかなと思うんです。それで、市民の不安が消えるというふうにも思っていっしやるのかどうか、わからないんですけれども。

ちょっとそういう否定できないという面について、やっぱり放射線についての、放射能についての人体への被害というのは、これはもう長年にわたっての証明されている出来事であって、採掘現場での異常な病気があったりとか、そういうものというのはもう知られていることであって、だからこそ、年間1ミリシーベルト以上はあたってはならないというようなことを基準として今まで設けていたわけですね。それは、実際は福島では1ミリシーベルトをはるかに超えるようなそういう放射線による被曝というのが起こったわけであって、やっぱりそれを環境省のそういう考えにくいというようなことだけを強調するということはいかがなものかというふうに思います。

私はちょっと今の話を聞いてそう思いましたので意見として申し上げます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 先ほども御説明しましたが、私は先ほどのお話しした件につきましては、環境省がホームページで公式的に見解を出しております最近の甲状腺検査をめぐる報

道について、というペーパーのほうを読み上げさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方、意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。
次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（川畑善照）採決をお願いします。

○委員（井上勝博）今までどおり参考人招致をしていただいて継続というふうにさせていただきたいと思います。

○委員長（森永靖子）ただいま継続審査と採決の声の両方がありますので、継続審査について起立によりお諮りします。

それでは、本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情を継続審査とすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）ただいま討論の声がありますのでこれより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）本陳情は原発再稼働の前に全市民参加の避難訓練を実施すること、それから原発の重大事故に備える避難計画について各自治会で研修の機会を毎年つくること、というふうに述べられております。

先ほど私は誤解を与えるような発言をしましたけれども、私は原発再稼働に反対です。これだけ

のことをしなくちゃいけないという、やっぱり物すごく重大な問題です。チェルノブイリの原発事故については、事故後5年後から急速に甲状腺がんがふえたというデータが出ております。現在、4年目ということで、だんだん、だんだんそういうがんが発生するような方もふえてくる可能性も否定できません。そういった不安というのが市民の間にあるということについてはアンケート調査でもはっきりしております。このアンケート調査については岩波の「科学」という雑誌で、岩波の「科学」というのは非常に権威のある科学雑誌で、いい加減な治療とかデータとかいうのはこれには載せないものです。

その中でこのデータの取り方についても、ちゃんと私が本会議で添付した資料の中でも載せられておりますので、ぜひそこも見させていただいて、その中で市民が福島第一原発と同程度の事故が起こる可能性について、「多分起こる」と「起こる」という方が40%いらっしゃる。過半数ではないけれども、しかしかなりの方が事故の不安というものを持っていらっしゃる。そして、川内原発の再稼働は安全か、危険かということについて「危険だと思う」「非常に危険だと思う」という方が62%、63%ぐらいか、そういうことになっております。避難計画については「恐らく避難できない」「安全に避難できない」という方、「安全に避難できない」という方をあわせると70%近く。それから原発事故対策は十分かどうかということについていえば、「できていない」という方と「全くできていない」という方をあわせると80%近くという結果が出ております。

ですから、そういう点ではこの出されてきているこの陳情について、それだけの不安感が市民の中にあるということについて、しっかりと議会は受けとめておく必要があるというふうに思います。

陳情を採択することに賛成です。以上です。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立によって行います。

本陳情を採択すべきものと認めることに賛成す

る委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子） 起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で、本陳情の審査を終了します。

△現地視察の取り扱いについて

○委員長（森永靖子） 次に、川内原子力発電所の安全対策に関する調査に関し、現地視察の取り扱いについてを議題といたします。

現在、川内原子力発電所において安全対策設備等の使用前検査が行われておりますが、まもなく検査が終了する見込みのようでありますことから、本委員会において現地を視察し、安全対策設備の整備状況等を確認することも必要ではないかと考えます。

ついては、現地視察の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 現地視察はすべきだと思います。

その際にちょっとこれは要望としておきたいと思うんですけれども、写真撮影について認めていただくか、もしくはそのこを撮ってくださいということについては九州電力のほうで撮っていたいて、後で提出していただくとかというふうにしていきたい。

やっぱりどれだけ、九州電力としては全市民に安全対策はどのようにやられているかということを知ってほしいというのがあるでしょうから、そういう写真についても市民に公開するということについて九州電力に申し入れていただきたい。

以上です。

○委員（川添公貴） 安全対策について調査することはやぶさかではないんですが、ちょっと委員長に確認しておきたいんですが、前回調査に行ったわけですが、新しいやつ、その前2回行ったんですが、それ以後、調査に行った以後、どこの安全対策が変わったのかどうかを、まず教えていただきたいと思います。

○委員長（森永靖子） 川添委員の質問に。昨年7月に現地調査に行った経緯があるようですが、1年たった今、再稼働を前にやはり安全対策をもとに調査をする必要があるのではないかとということで、副委員長とこのような計画を進めてしまし

た。

○委員（川添公貴） 視察の必要性は十分理解しているので、どこがどう変わったのか、どう進展があったのか。

前回調査したときにおおむね最終的なものだろうという話でした。代替施設がまだ建設途中なので、代替施設はあるんだけど、重要免震棟についてはまだ建築中です。ですからその部分を教えていただければ、私の意見はそれから言いたいと思います。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 昨年7月に視察をしていただいた後の変化ということなんですが、内容的には大きく言いますと防潮堤がもう完成しているということ、あと竜巻対策が完成しているということ、あと今一番大きく変わった印象的なものとしましては固縛対策という外部の資機材の固縛対策が終了といいますか、できているということになると思います。

以上です。

○委員（川添公貴） 私の記憶に間違いがあるかもしれませんが、固縛対策と竜巻対策、私、見たんですけど、たしか。それであそこの復水器の隣のところの燃料貯蔵庫だったか、あそこの竜巻対策とかいうのもネットで全部張ってあるのも見たので。

重要免震棟に関してはどこまで進んだのかというのがあるのであれば、基礎工事はまだしてない時期だったのでそれは理解するんですけど、それは見たような気がするんですけど。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 済みません。竜巻対策のほうはたしかに前回もできていたんですが、強度を補強するためにまた若干張りかえた部分もございますし、固縛対策のほうにつきましては、例えば地震時は少し緩めて張って、竜巻警報が出たらピンと張るというような、そういった新しい固縛対策ということに変わっておりますので、そういった部分が昨年の夏にはまだできていなかったと思いますので、そういった部分も視察の際にはぜひ見ていただければと思います。

○委員（井上勝博） ひとつはこちらからこれを見たいという要望をまとめていただけないかなと。というのは津波に竜巻、これも私は見ましたし、そういうのはあるんですけど、耐震の工事、620ガルに引き上げているわけですので、その対策というのは一体どのくらいやられているのか。

620ガルに引き上げたというのは何を具体的に
したのかということです。

それから、これは一部報道がありましたけれども、規制委員会に対する申請書の中に抜けていた科目があったということで、何かソケットの関係で抜けていたというのがあるんですね。実際に訓練はされるんだろうと思うんです。重大事故が起こったときにどうするのかという訓練、そういった訓練もやる日があるんじゃないだろうかと思うんですが、そういう訓練も含めて見れるようなふうになれば、以前見たものと同じものを見てもしょうがないと、それはそうだから。やっぱり要望を出して、これを見たい、あれを見たいという形でまとめて出す。それは私のほうもきょうは出せないけれども、後でこういうのを見たいということで、要望として委員長に渡しますので、そういうような形になればより充実した視察ができるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（川添公貴）視察することはやぶさかでないとおっしゃったとおり視察は行すべきだろうと。さっき井上さんがおっしゃったように、いろんなそういう案があるとするならば、それを調整するいとまも必要かと思しますので、できれば8月の盆明け以降で調整していただければと思います。

○委員（井上勝博）私も盆明けでいいと思うんですけど、ただ、報道によると中旬というふうなことを再稼働を中旬と言っているから。

いやいや、今言われているのは、やっぱり一通り見たほうがいいんじゃないか。議員が見たほうがいいんじゃないかというお話ですので、私は早急にするにしても、訓練はされるんじゃないんですか。重大事故における、例えば格納容器のメルトダウンの対策ということで、消防ポンプによって格納容器に水を満たすとか、実際にそれを行ったら全部傷むでしょうから、その手前で終わらせるような訓練とかされるんじゃないだろうかと。あと高圧の放水をして放射能が外部に飛び散るのを防護するというようなものもポンプも用意されているわけですが、実際、それが届くのかどうかとかというのも見ることがないわけですし、それで効果があるのかどうかということもよくわかってないわけでありまして、そういった訓練というのは見たんですか。ビデオでじゃなくて、実

際にそういうことができるのかどうかということなども含めて、やはりそういったものも見れるような環境づくりを早急にして視察を行うべきだろうと思います。

○委員長（森永靖子）ちょっと申し上げます。今、視察を実施することによろしいかということをお諮りしておりますが、視察をすることについては皆さんやぶさかではないということです、そのように御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）それでは日程内容についてお諮りしたいと思います。

お願いします。

○委員（井上勝博）日程についてはもちろん7月中にやっていただきたい。

その上で今申し上げましたように、これを見たい、あれを見たいというのがありますので、要望をまとめていただいて、それで申し入れしていただきたいというふうに思います。

○委員（川畑善照）相手もあることですし、こちらの議会の行事も入っていますので、正副委員長に一任したいと思います。

○委員（川添公貴）一任ということは一任でよろしいかとは思いますが。

できれば出納閉鎖があつて、いろんな当局も会計検査とか会計監査とか、7月、6月は大変でしょう。それから諸般のいろんな行事等も7月が入っております。一任はいたしますが、希望を申し上げておきたいと思います。8月の盆明けをよろしいでしょうか。

○委員長（森永靖子）はい、わかりました。

それでは、日程、内容等については調整をやっていきたいと思しますので御一任いただきたいと思います。ついてはそのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定いたします。

以上で現地視察の取り扱いについては終わります。

△行政視察等の取り扱いについて

○委員長（森永靖子）次に、行政視察等の取り扱いについてを議題といたします。

本件につきましては、3月の委員会において要

援護者の支援等状況について視察を行うことで意見が集約されておりました。

本日は副委員長と協議した結果を資料に整理いたしましたので書記に配付させます。

[資料配付]

○委員長（森永靖子） それでは、視察の内容ですが、まず県外の視察では福島県及び宮城県における要援護者の支援状況等を11月中旬第2週に実施できないかと考えているところです。

また、これに先立ち市内の要援護者の施設も現状を確認するための視察を本定例会後の閉会中に実施してはどうかと整理したところです。

あわせて御意見ををお願いします。

○委員（井上勝博） これ質問なんですけど、支援状況についてということについてなんですけど、内容的には原発事故後、要援護者の避難について、どのような教訓や問題点があったのかということとはちゃんと含まれているのかどうか。

単なる今、避難要援護者がどうしているかということを知ってもしようがないわけで、目的は原発事故のときに要援護者を無事避難させることができるのかどうかということを確認に行くということによろしいでしょうか。

○委員長（森永靖子） そのようにと思います。

○委員（川添公貴） 中旬となっていますので影響はないかとは思いますが、11月は国民文化祭があるので、ちょっといろいろ日程が厳しいのかなとは思っています。

それから2点目、県外までわざわざ行って視察をするのであるので要援護者だけでなく、もうちょっと議題を詰めたほうがいいんじゃないかと思うんです。だから、要援護者に対して金銭的支援とか、それから物とかいろんな制度があるとは思いますが、予算が絡んだ場合はこれは所管外になるので、もうちょっと詳しくそこ辺を正副で調整していただければ、お示ししていただければと思います。

国民文化祭があるのでそこはお願いしておきたいと思います。

○委員長（森永靖子） はい、ありがとうございます。川添委員、11月の中旬まで国民文化祭が入ってくるんですね。

県外の視察についてはそのような形でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） それと同時に、市内の要援護者施設の現状を確認するための視察をとすることを閉会中に実施したいということも組んでありますが、お考えをお聞かせください。

○委員（井上勝博） 場所的にどうするかということです。ひとつは5キロ圏内の施設が一つはあると思うんですけど、もう一つはやっぱり30キロ、UPZ圏内で、それから2施設程度となっているんですが、要援護者といっても障害を持った方と高齢の方ってまた別々にあるわけで、病院もあるわけで、2施設程度ではちょっと全体が見えないなというふうに思うんです。

私は病院は含まれるべきじゃないかなと。病院についてどういう対策がとられているのかとか。それから、障害児、この間陳情書を審査しましたが、障害を持った方々について、知的障害もあれば身体障害もありますけれども、知的障害のほうはいろいろ問題点が多いような気もいたしますので、2施設というふうにしなくてもうちょっと幅を広げてもいいんじゃないかというふうに思います。

○委員（杉藺道朗） 日程の調整、それから今ほど井上委員から出ました施設の視察先等々含めて、正副委員長でちょっと詰めていただければいいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（森永靖子） ありがとうございます。この調査内容を進めるに当たって少し委員長も調べてみましたが、一応入所施設があるところのほうはよろしいんじゃないかという意見等もいただいて、市内の中では障害児の施設の中ではなずな園とか自興園とかあたりがという意見もいただきました。

それと今、井上委員のほうからありました病院、高齢者のものということもお聞きしましたが、市内にかかわらず病院施設、高齢者施設を持っておられる病院等の関係者の方々は、もうたくさんの方々が現地に行かれて資料等もたくさん持っておられて、いつでもそういうことであれば対応しますというような話もいただいたところでもありますので、そのような話も含めまして副委員長とまた事務局も含めて調整したいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） では、視察につきましては、今お話のあったように調整していきたいとい

うふうに思います。

以上で行政視察等の取り扱いについてはこれで終わります。

△資料配付について

○委員長（森永靖子）最後になります。3月の委員会において井上委員から当局において資料の提出要求がありました。ただいまから配付していただきますが、説明は省略いたします。御了承願います。

[資料配付]

△委員会報告書の取扱いについて

○委員長（森永靖子）それでは本日の日程は全て終了しましたが、委員会の報告書のとりまとめにつきましては委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんのでそのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（森永靖子）以上で本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 1 1 号	受理年月日	平成 2 7 年 6 月 1 0 日
件 名	川内原発の避難計画に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
2 0 1 4 年 6 月、県と市の共催による避難計画説明会が、川内原発 3 0 キロ圏内の住民に対して行われた。しかし、実効性に対する疑問が数多く出され、未回答もあった。さらに、同年 9 月 1 2 日には内閣府の原子力防災会議に「川内地域の緊急時対応」という文書が提出され、これが了承された。しかし、私たちに説明された避難計画とは、多くの点で変更がある。県と市は、このことについて再稼働の前に説明し、住民の質問に答えるべきであると思う。国と九州電力も同席し、質問に対応すべきであると思う。 昨年 1 0 月 2 9 日の夜に、日置市で、新規制基準適合性審査、エネルギー政策、避難計画の 3 点についての説明会が開かれた。これは、同月中旬に行った新規制基準適合性審査の説明会では、避難計画に関する質問を受け付けなかったため、参加住民の不満が高まったことにより企画されたものである。しかし、避難計画の説明は 3 0 分間、会場での質疑応答は 3 件、合計で約 1 時間。多くの質問者を残したまま打ち切ったものであった。 そして、本年 4 月 2 2 日には、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正したが、これも説明がない。住民の安全、安心を守るため、下記の事項が是非とも必要と考え、陳情する。 記 県知事と市長に対し、川内原発の再稼働前に、県と川内原発 3 0 キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会実施を求めること。			

受 理 番 号	陳情第 1 2 号	受理年月日	平成 2 7 年 6 月 1 0 日
件 名	川内原発の避難訓練に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
川内原発 3 0 キロ圏内の自治体は、避難計画策定が義務付けられており、再稼働の前の 5 月にも避難訓練実施ということで準備を進めていると、私たち 3 0 キロ圏内の住民は聞いてきた。 ところが、伊藤知事は、2 0 1 5 年 4 月 1 5 日の定例知事記者会見において、避難訓練を再稼働後にすると発言された。 原発事故はいつ起きるか分からないことから、再稼働を半年延期（後述の知事の発言参照）してでも、避難訓練を実施し、避難計画の実効性を確認すべきである。 2 0 1 3 年 1 0 月 1 1 日、1 2 日に避難訓練が実施されたが、極めて不十分な内容であり、住民の参加も、薩摩川内市及びいちき串木野市の 2 市の合計が 2 5 5 名でしかなかった。阿久根市の住民が参加したのは、2 0 1 2 年度の 1 回だけであった。 以下は、鹿児島県のホームページに掲載されている 2 0 1 5 年 4 月 1 5 日定例知事記者会見の一部である。 【記者】 先ほどの原子力防災訓練の話ですが、今の時点で九州電力が 7 月の再稼働を目指しているということで、7 月以前は無理だというお答えなのか。それとも、再稼働をさせるまで訓練は難しいというのか。どちらのご見解になるのでしょうか。 【伊藤知事】 だから、再稼働するまで使用前検査がずっと続くとなると、電力会社がそれに対応する体制がなかなか取れないでしょうねということです。したがって、実際に今も手続が順次進んでいますので、そうだとすると、結果的に同じこととなりますが。実際に再稼働するまではなかなか難しいでしょうね、ということです。そこに時間がボーンと半年でも空くとかなんとか、時間があればですが、そこは今のところ想定できないので、そうであれば現実的には難しいでしょうね、というのが今の我々の判断です。 避難訓練を再稼働の後にする理由は、九州電力の都合ということであるが、再稼働しなくても電力供給力に支障がないことは、既に九州電力が発表している。県民の安全を考えて、再稼働を延期してでも避難訓練を実施し、実効性の確認をすべきであると思う。特に、①要援護者、子どもたち及び妊産婦の避難、②安定ヨウ素剤の配布（特に 3 歳以下の乳幼児には粉末ヨウ素剤を水で溶かして飲ませなければならないこと）が心配である。 また、避難訓練は、実効性の確認の観点から、3 0 キロ圏内だけでなく、避難先の自治体も含めたものにするのは当然である。 住民の安全、安心を守るため、下記の事項が是非とも必要と考え、陳情する。			
記			
県知事と市長に対し、川内原発の再稼働前に、県と川内原発 3 0 キロ圏内の自治体共催による、避難計画の実効性を確認できる、住民参加の避難訓練の実施を求めること。			

受 理 番 号	陳情第 1 3 号	受理年月日	平成 2 7 年 6 月 1 0 日
件 名	川内原発再稼働前に避難訓練の実施を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市田海町 1 1 番地 6 5 川内原発建設反対連絡協議会 会長 鳥原 良子		
要 旨			
川内原子力発電所 1・2 号機においては、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査が行われ、2 0 1 4 年 9 月 1 0 日、発電用原子炉の設置変更（1 号及び 2 号発電用原子炉施設の変更）の許可処分、つまり合格証が出された。それに従って、九州電力は、数々の書類を提出し、審査を受けながら、川内原発 1・2 号機の再稼働に向けて工事等が進められており、順調にいけば夏以降に川内原発 1・2 号機の再稼働がなされようとしている。 しかし、私たち薩摩川内市民は、再稼働が早急に進められていることに大きな不安を感じている。福島県では、放射能の影響と思われる子どもの甲状腺がんが、約 3 8 万人対象の検査で、5 月 1 8 日現在、疑いも含めて既に 1 2 6 人も発見され、ほかに心臓の異変が現れるなど、原発事故による健康不安は、チェルノブイリ原発事故の例を見ても、福島県を中心にますます顕著に現れると予測されられると思われる。福島県では、今でも環境中に放射性物質の拡散があり、高い線量の下で暮らし、収束できていない原子炉の近くでは、毎日 3 0 0 トンもの放射能汚染水が発生し、まだまだ安心して暮らせる環境ではない。 甲状腺がん等を防ぐには、2 4 時間以内の安定ヨウ素剤の服用が必要であったが、福島県においては、安定ヨウ素剤を服用したところは 2 自治体程度しかなく、多くの住民が、給水車を待つ間も、高い放射線量の下で子どもたちを戸外に立たせてしまうなど、大変後悔している家族がいると聞く。また、福祉施設や病院における犠牲者が、驚くほど多くあった。こういったことは、避難計画の実効性を日常的に検証する機会がなく、避難訓練の備えが不十分であったということでもある。 よって、薩摩川内市においても、川内原発再稼働の前に、行政に係わる人だけでなく、住民自らが避難計画を検証するためにも、全市民参加の避難訓練を実施しておく必要があると考え、以下を陳情する。 記 1 川内原発再稼働の前に、全市民参加の避難訓練を実施すること。 2 原発の重大事故に備える避難計画について、各自治会で研修の機会を毎年作ること。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 森 永 靖 子